

岩手県津波防災技術専門委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「岩手県津波防災技術専門委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、東日本大震災津波からの復興に向けた「復興ビジョン」及び「復興計画」を策定するにあたり、被害状況等の調査結果や技術的根拠等専門的な知見に基づき、地域の歴史や文化、産業等の地域特性を考慮し、津波対策の方向性、津波対策施設の整備目標、防災型の都市・地域づくりについて検討、提言を行い、まちづくりに資することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 津波対策、防災型の都市・地域づくりの現状と課題の分析に関すること。
- (2) 津波対策の方向性、津波対策施設の整備目標、防災型の都市・地域づくりに係る提言に関すること。
- (3) その他津波対策、防災型の都市・地域づくりの推進にあたって必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、別表の委員で構成するものとし、委員は知事が委嘱する。

2 委員の任期は、第2条に掲げる目的の達成をもって終えるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総務し、委員会の議長となる。
- 4 委員長に事故ある時は、委員長の指名するものが、その任務を代行する。

(オブザーバー)

第6条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、知事が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第7条 委員会は、知事が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、県土整備部において処理する。

(規約の改正)

第9条 この規約を改正する必要があると認められるときは、委員会で協議する。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議する。

附 則

この規約は、平成23年4月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年2月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年1月31日から施行する。

別表 岩手県津波防災技術専門委員会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	摘 要
いまむら かみひこ 今村 文彦	東北大学 災害科学国際研究所 所長
おがさわら としのり 小笠原 敏記	岩手大学理工学部 准教授
しゅうとう のぶお 首藤 伸夫	東北大学 名誉教授
ないとう ひろし 内藤 廣	建築家・東京大学名誉教授
はとう えいじ 羽藤 英二	東京大学大学院 教授
ひらやま けんいち 平山 健一	公益財団法人 岩手県国際交流協会 理事長
みなみ まさあき 南 正昭	岩手大学理工学部 教授
やまもと ひでかず 山本 英和	岩手大学理工学部 准教授

[オブザーバー]

(敬称略・五十音順)

<p>おおいずみ かつとし 大泉 勝利</p>	<p>農林水産省 東北農政局 地方参事官 (特命・事業計画)</p>
<p>おおむら よしひろ 大村 智宏</p>	<p>国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産工学研究所 水産土木工学部 水産基盤グループ長</p>
<p>かとう ふみのり 加藤 史訓</p>	<p>国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長</p>
<p>かわい ひろやす 河合 弘泰</p>	<p>国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 海洋情報・津波研究領域長</p>
<p>きむら しんいち 木村 伸一</p>	<p>国土交通省 東北地方整備局 河川部 地域河川課長</p>
<p>まえだ なおひさ 前田 直久</p>	<p>国土交通省 東北地方整備局 港湾空港部 港湾計画課長</p>
<p>ますかわ すずむ 増川 晋</p>	<p>国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門 施設工学研究領域長</p>